

平成29年第11回定例教育委員会

平成29年10月27日(金)
午前9時30分から
百間小学校 多目的室

1. 開会の宣言 教育長

2. 会場校教頭あいさつ 百間小学校教頭
学校運営の概要報告

3. 概要報告

4. 事務局報告
 - (1) 平成29年9月宮代町議会定例会の議案及び採決状況について P1
 - (2) 上半期事務事業の執行状況について 別冊
 - (3) 学校教育関係
 - ア 11月の行事予定について P3
 - (4) 生涯学習関係
 - ア 11月の事業予定について P5
 - イ 宮代町総合運動公園の指定管理(選定結果)について P7

5. 審議案件議案
 - 議案第21号
宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(調整区域)について P9
 - 議案第22号
宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(通学区域外)について P10

6. その他

7. 次回教育委員会について

8. 前回会議録の承認

9. 閉会宣言 教育長

4. 事務局報告

(1) 平成29年9月宮代町議会定例会関係

平成29年9月議会における議案及び採決結果一覧 (H29.9.21、22 採決)

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否
議 案 第 32 号	平成28年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	9:3
議 案 第 33 号	平成28年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	10:2
議 案 第 34 号	平成28年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	10:2
議 案 第 35 号	平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	10:2
議 案 第 36 号	平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	10:2
議 案 第 37 号	平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	◎	
議 案 第 38 号	平成28年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	○	10:2
議 案 第 39 号	指定管理者の指定について (宮代町総合運動公園)	◎	
議 案 第 40 号	工事請負契約の締結について (宮代第1中継ポンプ場更新工事)	◎	
議 案 第 41 号	工事請負契約の締結について (小中学校エアコン設置工事)	◎	
議 案 第 42 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	◎	
議 案 第 43 号	平成29年度宮代町一般会計補正予算(第2号)について	◎	
議 案 第 44 号	平成29年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	◎	
議 案 第 45 号	平成29年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	◎	
議 案 第 46 号	平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	◎	
議 案 第 47 号	平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	◎	

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否
議 案 第 48 号	平成 2 9 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	◎	
議 案 第 49 号	平成 2 9 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	◎	
議 案 第 50 号	平成 2 9 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について	◎	

(3) 学校教育関係

ア. 11月の行事予定

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(水)	彩の国教育週間～7日 第3回就学支援委員会専門委員会	彩の国教育週間～7日 第3回就学支援委員会専門委員会 三者面談～10日(前)
2日(木)	百間小学校研究発表会<国語>(百)	
3日(金)	文化の日<町民文化祭>	文化の日<町民文化祭>
4日(土)	町民文化祭<学校発表>	町民文化祭<学校発表>
5日(日)		
6日(月)	一斉下校(須)	教育相談週間(百)
7日(火)	英語教育強化地域拠点事業発表会 (東・笠・百中)	英語教育強化地域拠点事業発表会 (東・笠・百中)
8日(水)	はみがき集会(須) オープンデー(百) 教育相談日(笠)	生徒会役員選挙(須)
9日(木)	第4回就学支援専門員会 教育相談日～16日(東) 学校保健委員会(笠)	第4回就学支援専門員会 第3回埼葛学力検査<全中学校>
10日(金)	町内音楽会	町内音楽会
11日(土)	PTAバザー(須)	PTAバザー(前)
12日(日)		
13日(月)	ふれあい遠足(百)	第1回調査書作成委員会(前) 安全点検日(前)
14日(火)	県民の日	県民の日
15日(水)		3年期末試験～16日(須) PTAあいさつ運動(百) 生徒会引継ぎ式(前)
16日(木)	第2回就学支援委員会	第2回就学支援委員会
17日(金)	町教育研究会書初め指導研修会 <前中にて> ロードレース前事前健診(東)	町教育研究会書初め指導研修会 <前中にて> 埼葛音楽会<全中学校> 生徒会役員改選(百)

		全校朝会<道徳講話> (前)
18日 (土)	学校公開<笠原まつり> (笠)	
19日 (日)	宮代道徳の日	宮代道徳の日
20日 (月)		生徒会引継ぎ式 (須) 期末テスト～21日 (百)
21日 (火)	ふれあいデー 校内持久走大会 (須・笠)	ふれあいデー 歯磨き指導1年 (前)
22日 (水)		須賀中研究発表会 (須) ふれあいデー (前)
23日 (木)	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24日 (金)	第2回いじめ・不登校対策推進会議 振替休業日 (笠)	第2回いじめ・不登校対策推進会議
25日 (土)	土曜授業・持久走大会 (百) ロードレース大会 (東)	
26日 (日)		
27日 (月)	個人面談～29日 (百) 校内書初め競書会 (東) 小中合同研修会 (東・笠)	人権集会 (須) 期末テスト～28日 (前)
28日 (火)	6年租税教室 (笠)	1・2年期末テスト～29日 (須)
29日 (水)		
30日 (木)	書初め展 (東)	第2回民生委員・児童委員との懇談会(百)

(4) 生涯学習関係

ア. 11月の事業予定(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
3日(金・祝)～ 6日(月)	<p>第39回宮代町民文化祭</p> <p>■日頃の文化・芸術活動の発表と交流の機会の創出を図り、制作者や発表者の励みとするとともに、鑑賞者が文化芸術・活動に参加するきっかけづくりを行う。</p> <p>●3日 開会式&町表彰式 10:00～ コーラス・民謡・詩吟・軽音楽 11:30～</p> <p>4日 学校発表、太鼓、太極拳&ダンス、邦楽、朗読会</p> <p>5日 カラオケ、おどり、人形劇、演奏会</p> <p>6日 さわやかクラブ連合会、うた声コンサート</p>	進修館
4日(土) 11日(土) 19日(日) 各日とも 10:00～12:00	<p>あそびと運動 トライ/秋季(第3回～5回/全5回)</p> <p>■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(球等を使ったコーディネーショントレーニング)を行い、参加者の運動能力向上を目指す。</p> <p>●対象:小学1・2年生</p>	ぐるる サブアリーナ
11日(土) 14:00～15:30	<p>平成29年度特別展講演会「東国の渡来人と宮代」</p> <p>■特別展「古墳時代の拠点集落 道仏遺跡」(10月28日～12月24日)にあわせて開催する講座。</p> <p>道仏遺跡の主体的な時期である5世紀後半から6世紀後半の東日本の様相を解説していただくとともに、道仏遺跡から出土した須恵器、韓式系軟質土器などの遺物に注目し、周辺地域との交流、渡来技術・文化についてわかりやすくお話していただきます。</p> <p>●講師:駒澤大学文学部歴史学科教授 酒井清治氏</p> <p>●定員:30名</p> <p>●参加費:200円</p>	郷土資料館 会議室兼資料取扱室
12日(日) 9:30～11:30 (11:45-12:00 修了式)	<p>子ども大学みやしろ(最終回/全4回)</p> <p>●内容:【はてな学】プログラミングってどうやるの? プログラミングを学んで、自分でゲームを作ってみよう!</p> <p>●対象:小学生4～6年生</p> <p>●講師:日本工業大学情報工学科 山地秀美教授</p> <p>※講義終了後に修了式 [LCセンターマルチメディア教室]</p>	日本工業大学 情報棟1F 演習室

日 時	内 容	場 所
12日(日) 14:00～15:30	ビブリオバトル“この本イチオシ”ティーンズ編 ■ ビブリオバトルとは、「知的書評合戦」とも呼ばれており、参加者は、持ち時間5分でお気に入りの本の魅力を発表し、観戦者を含む参加者全員の投票で最多票を集めた本を「チャンプ本と」して決定するもの。 ● 対象：町内在住の中学生	町立図書館 研修室
14日(火) 10:00～11:30	みやしろ大学(第7回/全8回) *公開講座 ■ 講義名：宮代町の農業の6次産業化の取組 ～「紫」で宮代の農を鮮やかに！～ ● 内 容：農産物を加工品として販売する農業の6次産業化の取組と町内の新規就農者グループによる”紫”野菜による特産品づくりの取組の紹介	進修館 大ホール
18日(土) 10:00～12:00	スポーツフィールド(第6回/全10回) ■ 運動実施率が低い30～40才代を主なターゲットとし、指定日時に来館すれば、一人でも楽しく運動できる機会を提供する。 ● 内容：ビーチボールバレー ● 対象：小学生以上	ぐるる宮代 メインアリーナ
18日(土) 25日(土) 両日とも 14:00～16:00	チャレンジ(全15回) 第9回 走り方教室【メインアリーナ】 第10回 ソフトテニス【サブアリーナ】 ■ 多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。 ● 対象：小学3・4年生	ぐるる宮代 メインアリーナ サブアリーナ

イ. 宮代町総合運動公園の指定管理(選定結果)について

宮代町総合運動公園の指定管理者（平成30年度～平成34年度）の候補者について、宮代町指定管理者候補者選定委員会において選定されたことから、平成29年9月宮代町議会議定例会において、指定管理者の指定議案を上程し、原案のとおり議決をされました。

【宮代町指定管理者候補者選定委員会による選定結果】

1 募集した施設

宮代町総合運動公園（宮代町大字和戸1834番地）

2 申請団体【申請受付順】

4団体（構成企業）

ミズノグループ

（美津濃株式会社・ミズノスポーツサービス株式会社）

セントラルスポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体

（セントラルスポーツ株式会社・株式会社NTTファシリティーズ）

みやしろ元気応援パートナーズ

（アシックスジャパン株式会社・株式会社トーリツ）

シンコースポーツ・サンワックス共同事業体

（シンコースポーツ株式会社・株式会社サンワックス）

3 評価【順不同】

団体名	ミズノグループ	団体A	団体B	団体C
総合評価	417点/600点	379点/600点	299点/600点	267/600点

4 候補者に決定した団体

(1) 名称：ミズノグループ

代表企業 美津濃株式会社（大阪市中央区北浜4丁目1番23号）

構成企業 ミズノスポーツサービス株式会社（大阪市中央区北浜4丁目1番23号）

(2) ①評価：417点/600点（標準点：300点）

②選定理由

1 これまでの数多くの指定管理者としての経験と実績を生かし、当施設の特徴を十分に把握した具体的で実行性が高い提案内容となっている点が評価できる。

2 トレーニング機器やLED照明の導入など、施設改善や経費削減につながる新規事業が具体的に提案されており、今後の運営に期待できる。

5 選定までの過程

- (1) 募集要項、業務要求水準書の配布：平成29年5月26日（金）～6月23日（金）
- (2) 申請書類の提出：平成29年6月19日（月）～6月23日（金）
- (3) 選定委員会の開催

①委員構成 町職員4名 識見者1名 公募の市民1名

②会議の経過

■第1回選定委員会（平成29年7月3日（月））

- ・募集要項及び業務要求水準書の確認
- ・選定方法の協議

■第2回選定委員会（平成29年7月14日（金））

- ・申請団体4者から申請内容の説明
- ・ヒアリング審査〔申請内容に関する質疑応答〕
- ・評価表に基づく評価及び候補者の選定に関する協議

③選定方法

第2回選定委員会において、各委員が20の評価項目について5段階*による評価を行い、各委員の採点結果を分析し、協議の上、候補者を選定した。

※評価点数、配点

非常に劣る	劣る	普通（基準）	優れている	非常に優れている
0点	1点	2点	3点	4点

うち、重点項目の5つの評価項目については、評価点数を2倍にした。

④選定（評価）の基準となる考え方

「宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条」より

- ・施設設置の目的が達成できること。
- ・利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ・事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ・事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- ・町民の声が反映される管理が行われること。
- ・宮代町のまちづくりの考え方に適合していること。
- ・安全管理の体制が整っていること。
- ・その他、施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。

5. 審議事項

議案第21号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第7条の規定に基づく調整区域就学希望の承認について、同規則第8条の規定により議決を求める。

平成29年10月27日 提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、調整区域居住者の選択校への就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

議案第22号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第10条の規定に基づく通学区域外居住者の就学承認について、同規則第11条の規定により議決を求める。

平成29年10月27日 提出

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

提案理由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、通学区域外居住者の就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

平成30年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小か ら	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	0	2				2		0	0					0	▲ 2
百間小	0		3	7				10	0		3	0				3	▲ 7
東 小	0	1		34				35	0	1		1				2	▲ 33
笠原小	0	0	1					1	2	7	34					43	42
須賀中						3	0	3							0	0	▲ 3
百間中					0		1	1					3		8	11	10
前原中					0	8		8					0	1		1	▲ 7
小学校計	0	1	4	43				48	2	8	37	1				48	
中学校計					0	11	1	12					3	1	8	12	
合 計	0	1	4	43	0	11	1	60	2	8	37	1	3	1	8	60	

希望理由	
(1) 調整区域 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き	(2) 通学区域外 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・本人の希望 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き ・部活動

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則

平成23年12月15日

教委規則第8号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成14年宮代町教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次 第1章 総則 第2章 調整区域制度 第3章 自由選択制度
第4章 転学 第5章 雑則 附則
第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第23条第4号の規定により、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 学校の通学区域は、別表第1に定めるとおりとする。

(学校の指定)

第3条 教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業して中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。

(通学方法)

第4条 通学区域からの通学方法は、各学校長が決定するものとする。

2 通学区域外からの通学方法は、保護者、教育委員会及び学校長の協議により決定するものとする。

(受入れ人数の決定及び公表)

第5条 各学校の受入れ人数は、小学校第1学年の全学級が35人、中学校第1学年の全学級が40人を満たすまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、埼玉県教育委員会の施策並びに当該学校の状況及び児童生徒数の推移等を考慮して受入れ人数を増減することができるものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定に基づき各学校ごとに受入れ人数を決定し、町広報紙及び町公式ホームページ等により町民に公表するものとする。

第2章 調整区域制度

(調整区域)

第6条 第2条の規定にかかわらず、教育委員会は、学区に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）及び当該調整区域に住所を有する者が選択することができる学校（以下「選択校」という。）を別表第2に定める。

(選択校の申請)

第7条 調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の就学希望申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(選択校の決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、調整区域居住者の就学希望承認通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

第3章 自由選択制度

(自由選択制)

第9条 第2条及び第6条の規定にかかわらず、宮代町内に住所を有する者で、年度の初めから学校の第1学年に入学する者は、就学すべき学校を選択することができる。

(自由選択校の申請)

第10条 学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに通学区域外居住者の就学希望申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(自由選択校の決定等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、通学区域外居住者の就学希望承認（不承認）通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(抽選)

第12条 教育委員会は、第10条に基づく申請が、第5条に定める受入れ人数を超えたときは、公開による抽選により就学できる者を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による抽選の結果、希望する学校に就学できることとなった者の保護者に対し、前条に規定する通知書により通知するものとする。

(補欠員の登録)

第13条 教育委員会は、抽選の結果、希望する学校に就学できなかった者について、各学校ごとに補欠員として登録するものとする。この場合において、抽選により登録順を定めるものとする。

2 前項の登録の有効期限は、教育委員会が定める日までとする。

(補欠員の就学変更)

第14条 教育委員会は、前条第2項に規定する日までに補欠員の受入れが可能となったときは、補欠順上位の者から就学変更の希望を確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認において就学変更を希望する旨の回答を受けたときは、審議の上、就学指定変更通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の確認において就学変更を希望しない旨の回答を受けたときは、補欠員としての登録を抹消するものとする。

第4章 転学

(転学の申請)

第15条 学校に通学する者の保護者が転学を希望するときは、転学申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(転学の決定等)

第16条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、審議の上、転学承認(不承認)通知書(様式第7号)により保護者に通知するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名		通学区域
前原中学校	百間小学校	宮代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目
須賀中学校	須賀小学校	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、大字和戸、大字国納、大字西条原、大字東条原【ただし、笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び笠原小学校区を除く】
百間中学校	東小学校	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、字中島、字道仏、大字須賀のうち【1693～1697、1700、1701、1704、1705、1709～1726、1872～1887番地】
	笠原小学校	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、字百間、大字東条原のうち【830～1015番地】、大字須賀のうち【1、41、45～48、58、85、110、127～173、175～230、291～311、472～478、1501番地】

別表第2（第6条関係）

学校名		調整区域
前原中学校	百間小学校	〔区域なし〕
須賀中学校	須賀小学校	〔区域なし〕
百間中学校	東小学校	〔D区域前原中学校区より〕 字宮東198～214、218、339～450、733～737、740～745、911、921～924、931～1013
	笠原小学校	〔A区域須賀中学校区より〕 大字須賀546、552～583、641～693、964～1019、1099～1110、1121～1123、1629～1639、1727～1760、1766～1803、1810～1811、1892～1938、1973～1991、 大字東条原775、777～784、794、798～800 〔B区域東小学校区より〕 字道仏、宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目 〔C区域前原中学校区より〕 字山崎、字逆井